平成24年2月22日

教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 平成24年2月22日(水曜日) 午後 1時30分開会

午後 2時51分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階402会議室

◇出席委員 5名

委員長阿部盛男君 委員鶴岡昭雄君

(委員長職務代行者)

委員津嶋ユウ君 委員今井多貴子君

教 育 長 境 直 彦 君

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

当

事務局長 佐藤和夫君 事務局次長兼 小畑孝志君

事 務 局 次 長 震 災 復 興 真 保 洋 君 学校 教 育課 長 山 田 元 郎 君

学校管理課長 菅 原 正 好 君 生涯学習課長兼 高 橋 忠 之 君

歴史文化資料 体育振興課長 亀 山 栄 記 君 展 示 施 設 整 備 菊 地 広 君 対 策 室 長

◇書 記

 教育総務課長
 大崎正吾君
 教育総務課 高橋健之君

 教育総務課
 山内龍一郎君

◇付議事件

- 一般事務報告
 - 教育長報告
 - ・谷川小学校閉校式について

- ・仮設住宅入居者を対象としたスクールバス運行について
- ・平成23年度教育費に係る3月補正予算の要求について
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・大川小学校教職員の遺族に対する説明会について

報告事項

報告第2号 専決処分の報告について

専決第2号 教育財産の用途廃止について(石巻市けやき教室)

報告第3号 専決処分の報告について

専決第3号 教育財産の用途廃止について(石巻市中央公民館大街道・鹿妻分館建物)

審議事項

第 8号議案 石巻市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

第 9 号議案 石巻市教職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則

第10号議案 教育財産の用途廃止について (教職員住宅)

第11号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第12号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

第13号議案 石巻市総合体育館管理規則

第14号議案 県費負担市立学校教職員の人事について

第15号議案 市費負担市立学校教職員の人事について

その他

午後 1時30分開会

○委員長(阿部盛男君) ただいまから平成24年第2回定例の委員会を開会いたします。 本日の会議ですが、欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長(阿部盛男君) 会議に先立って、会議録署名委員の指名を行います。

今回は、今井委員にお願いいたします。

教育長報告

○委員長(阿部盛男君) 本日の案件ですが、一般事務報告が6件、報告事項が2件、審議事項が8件及びその他となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長(境 直彦君) それでは最初に、2月4日に開催しました大川小学校教職員遺族に対する説明会について、10世帯16名の方に出席いただきました。詳しくは、この後、担当よりご報告いたします。

続いて、2月10日に行われました石巻市議会第2回臨時会について報告いたします。

議案は、平成23年度石巻市一般会計補正予算関係で、東日本大震災関係分として防災教育充 実事業費に208万6,000円計上しました。これは小・中学校における防災対応能力育成のため の防災教育副読本の作成等に要する経費です。

次に、文化財保護管理費に1億2,276万4,000円を計上しました。震災で損傷が拡大しました た齋藤氏庭園の建造物の修復に対する経費でございます。

保健体育総務費に1,000万円を計上しております。石巻工業高校の選抜高校野球大会参加への補助金を措置したものでございます。

公立学校施設災害復旧費に9,930万円計上しております。これは、幼稚園、小・中・高校の 災害復旧の設計業務委託料ということに要する経費でございます。

以上が補正予算の内容で、原案どおり可決されております。

続いて、2月21日、きのう行われました市議会の全員協議会では、前にお渡ししてあります 石巻市立高等学校統合事業基本計画について、計画書に基づいて説明をしております。議会に は、その計画書を全員に渡して説明をしたところでございます。

以上で報告を終わります。

〇委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問等ございましたらどうぞ。 ございませんか。

(発言する者なし)

谷川小学校閉校式について

○委員長(阿部盛男君) それでは次にまいります。

次に、谷川小学校閉校式について、事務局次長兼教育総務課長から報告をお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) それでは、谷川小学校閉校式についてご報告申 し上げます。

表紙番号2の1ページをごらん願います。

平成24年3月をもって閉校となります谷川小学校の閉校式について、学校、父母教師会と協議を進め、日程がまとまりましたのでご報告申し上げたいと思います。

谷川小学校の閉校式は本年3月24日土曜日の午前10時から、旧大原中学校の体育館におきまして、石巻市教育委員会主催のもとに開催したいと思います。出席者は市長、議長を初めとする来賓、それから教育委員全員、事務局長を初めとする事務局職員、それから谷川小学校教職員、同校児童及び一般参列者となっており、全体で100名程度を予定しております。

式の次第につきましては、谷川小学校長の開式宣言に始まり、国歌斉唱、教育委員長の式辞、市長、議長及び父母教師会長のあいさつ、来賓紹介、祝電披露の後に、谷川小学校児童によるアトラクションとして演奏、呼びかけ、踊りを行うこととしております。その後、校旗を校長から教育委員長へ返納し、終わりに校歌斉唱を行って閉式となります。

当日の配車や出発時間については別途ご案内を申し上げますので、よろしくお願いしたいと 思います。

なお、閉校式当日朝8時50分から、谷川小学校の主催による閉校記念碑の除幕式を、谷川小学校の児童、教職員、父母教師会、地区住民により行うこととしております。

以上で終わらせていただきます。

〇委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問等ございましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

仮設住宅入居者を対象としたスクールバス運行について

○委員長(阿部盛男君) では次にまいります。

仮設住宅入居者を対象としたスクールバス運行について、これも事務局次長兼教育総務課長 から報告をお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) こちらの図面も、手元に配付している資料の大きいものがございまして、表紙番号2の2ページをごらんいただきたいと思います。 4ページには、これの縮尺したA3版の地図を入れているところでございます。

東日本大震災により住居等が被災し、仮設住宅等に入居したことにより、指定校への通学が遠距離になる児童・生徒の通学支援につきましては、事務局内部において何度も検討を重ねましたが、その対象範囲が広範囲であるということ、それから利便性、安全性、それから公平性、さらには運行するバスの確保など、さまざまな課題がございまして、現在まで運行するには至っていない状況でございます。しかしながら、ことし1月の失業給付の終了もあり、保護者の要望については日に日に多く寄せられているところでございまして、運行事業が国の補助対象となったこともあり、今回運行することとしましたので、その内容をご説明するものでございます。

運行内容につきましては、仮設住宅が市内全域に、それも学区を調整しないで早期に被災者を仮設住宅に入れるというような対応をしておりましたので、ばらばらとなっている状況でございます。学校ごと、仮設住宅ごとの利用見込み人数を調査しまして、小学校では886人、中学校では603人、合わせて1,489人、1,500弱の人数が仮設住宅や民間のアパートから通っているところでございます。

それで、それらに対応するため市内の西部地区循環線、この西部というのは北上川の西部、 左側、その循環線というのが1つはございます。それから市内の東部循環線というのは、東部 の鹿妻と湊を回るような格好の循環線、それから3番目として稲井線、それから河北線、北上 線、それから河南線の6路線で運行をすることとしているものでございます。

利用することのできる児童は、東日本大震災により被災し学区外の仮設住宅等に入居したことにより学校への通学が遠距離となる者が対象となりますが、学区内の仮設住宅であっても、学校までの通学距離が、小学校でいうおおむね4キロメートル以上、それから中学校でいう6キロメートル以上となる児童・生徒も対象とすることにしております。

運行例といたしまして、その市内西部循環線は、消防庁舎のある大橋、それから日和山を経

由しまして大街道におりて、釜、蛇田を経由、中里を回って1周するコースでございます。交通状況にもよりますけれども、おおむね1時間程度の時間を要します。それを右回り、左回りというような格好で循環することで、その半分の30分が移動通学時間というように見込んでおります。それに、この地図でいいますと、オレンジの部分が河北の分と、それから北上の分と、一番左のピンク色が河南路線というようなことで、それが循環線に接続して、その右回り、左回りに乗り継いで、青い印が10あるのですけれども、これが10の学校の近くに予定している停留所でございます。そこから歩いて、一番長い距離でも1キロメートル弱になるような設定をしております。そういうことで、乗り継ぎも含めますと大体1時間程度の時間を要するのかなというように思っておりますが、これが一番現実的な案ということで検討したところでございます。

スクールバスの運行経費については、大体4億円程度を見込んでおります。台数については、バス、それからタクシー等も含めまして73台を予定しているところでございます。ただ、これは昨年の11月時点での調査でございますので、その後の増減、それから当時やったアンケートではなくて、こういうように運行するとなった時点で、もしかすると転居先での転校を取りやめて、また昔の学校に行きたいという話も出てくる可能性がありますけれども、この循環線であればそれにも対応できるというようなところでございます。

この財源は、宮城県の被災児童生徒就学支援事業費補助金として、平成26年度まで向こう3 年間全額交付される見込みでございます。

以上となっております。

- **〇委員長(阿部盛男君)** ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらどうぞ。
- ○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) 一応、今、該当する各校長先生と協議をしまして、バス停から学校までの通学路そのものの設定と安全確保というようなものを協議しまして、そのやり方を検討しているところです。最低1名はバスの中に添乗員も乗せますけれども、問題は道路を横断することとなった場合の対応、これについては添乗員ではできないので、交通安全指導員とか、あとはガードマンとか専門業者でないと委託できないというネックがございまして、この辺については補助対象になりませんので、気仙沼市とか先進例ありますけれども、そちらでは一切そういうのはやっていないという状況で、石巻市とは交通事情も違いますので、安全面の点は再度、詳細をもう少し詰めているところでございます。ただ、運行は今のところ、こういう予定でやりたいというように考えています。
- ○委員長(阿部盛男君) ご質問ございませんでしょうか。

- **〇委員(津嶋ユウ君)** 例えば、西部地区循環線というのはぐるっと一回り、大橋から出て大橋に戻るわけですよね。
- **○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君)** 1つは大橋から、10の停留所から左右に出てい く、一斉に。
- ○委員(津嶋ユウ君) それぞれの停留所から。
- ○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) ですから、1本乗りおくれても、すぐ10分そこらに、また次。
- **○委員(津嶋ユウ君)** そういう形、そうなんですか。例えば、具体的に言うと、私、被災しているアパートの下に、湊第二小のお子さんで開北小に毎朝母親が送っていっている例があるものですから、その例で考えると、例えば、大街道の上野町から乗って大橋まで直行なんですね。中央3丁目で乗りかえるパターンではないですね。
- ○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) 循環線の範囲内の学校であれば乗りかえる必要 はございません。
- **○委員(津嶋ユウ君)** ないんですか。正味1時間ぐらいでというのですけれども、始発は何時か。
- ○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) 今のところ7時前後、そうすると8時ころには着くと、8時15分の始業時間には間に合う。
- **○委員(津嶋ユウ君)** わかりました。下のお子さんと、親子もきっと大変だなと思って見ていたものですから、やはりそういうのを待ち望んでいる人たちがたくさんいるでしょうからね。 今の、10分置きにどんどん出るというやり方なんですね、わかりました。
- **○委員長(阿部盛男君)** そのほかございませんでしょうか。
- **〇委員(今井多貴子君)** 添乗員と先ほどおっしゃいましたけれども、その添乗員として充て る方というのは、今のところどういう方を予定しているのですか。
- ○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) バス会社にお願いする方法と、あともう一つは 緊急雇用で配置する方法と、2つ並行して検討しています。その添乗員に、要は小学校の低学 年については、どこでおりるかというのは、多分、当初わからないと思うんですね。ですから 定期券のようなバスカードを首から提げるようにします。何々の乗車口から何々で下車、そう すると、それを見て添乗員が「はい、僕はここでおりるんですよ」と指導するような体制をと りたいと思っています。
- 〇委員(今井多貴子君) わかりました。

○委員長(阿部盛男君) その他ございませんでしょうか。

今、事務局次長兼教育総務課長から、例えばということで気仙沼市を例にとられて、気仙沼 市でそういう方法はとっていないという、そういう方法というのはスクールバスの運行をして いないということなのか、それともガードマンとかを停留所に配置してというようなことをし ていないということなのでしょうか。

- ○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) バスのみの運行で、添乗員もガードマン等の配置も一切していない。
- **〇委員長(阿部盛男君)** そうですか。教育委員会でとる方策に対して、実施までの間、現場の校長先生方との連絡を密にしながらも、児童・生徒の安全に万全を期していただきたいものと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平成23年度教育費に係る3月補正予算の要求について

〇委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

平成23年度教育費に係る3月補正予算の要求について、事務局次長兼教育総務課長から報告 をお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) それでは、3月補正予算の要求についてご報告 します。

5ページでございます。

本報告につきましては、市議会第1回定例会に上程を行うために、現在事務局で編成作業を 行っている教育費関連の本年度予算の整理予算の要求案でございます。

要求の概要といたしましては、資料の5から9ページの歳入予算では、保育料や給食費の徴収金の徴収見込み額、それから教育施設の災害復旧事業、それから小学校、中学校の就学援助費事業、私立幼稚園就園奨励事業などの各種の補助事業に係る国・県の補助金の確定または確定見込みによる歳入予算を計上しているところでございます。

次に、10から14ページの歳出予算では、ただいま申し上げました国・県の補助事業費の執行見込み額、それから各種事務事業の契約等の確定による予算の執行残見込み額による減額など、いずれも本年度の歳入歳出予算の確定などにより予算の整理を行うものでございます。

15ページの繰越明許費では、事業のスケジュール上、年度内の完了が困難であるものについて要求しております。

また、その下段の債務負担行為については、既に設定済みの仮設校舎の借り上げ期間の延長、

それから延長に伴う限度額の変更を要求しております。

なお、今回の補正予算は、これまでの計上済みの整理予算となっておりますことから、詳細 の説明については配付したとおりでございまして、省略させていただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

〇委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対してご質問等ございましたらどうぞ。 よろしいですか。

(発言する者なし)

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長(阿部盛男君) 次にまいります。

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、引き続き事務局次長兼教育総務課長からお願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長(小畑孝志君) それでは、交通事故の和解についてご報告申し上げます。

本件は、平成23年12月9日午後3時10分ころ、中学校用務員が校務を終え学校へ戻るため 石巻市万石町の県道を走行中、左前方から飛び出してきた車両と接触事故を起こしたものでご ざいます。当方車両の左前バンパーとフェンダーに損傷がありましたが、相手方の車両は修理 を要する損傷はなかったところでございます。双方の体にも特に異状は見られないというよう なことでございました。

今回の事故原因は、相手方が交差点に進入する際、左右確認を怠ったために用務員の車両の 左前部に接触したものです。事故に関しましては、用務員が優先道路を走行中に起こした事故 であり、相手方の不注視が原因であることから、市側の過失割合を1割とし、相手方の過失割 合を9割とすることで2月21日に示談が成立しました。

今回の事故を受けまして、当事者である用務員、それから所属長である校長に対して、交通 ルールを順守し事故防止に万全を期すように指導したところでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長(阿部盛男君) ご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

大川小学校教職員の遺族に対する説明会について

○委員長(阿部盛男君) 次にまいります。

大川小学校教職員の遺族に対する説明会について、学校教育課長からお願いいたします。

〇学校教育課長(山田元郎君) それでは、大川小学校教職員の遺族に対する説明会について ご説明申し上げます。

別冊1の1ページをごらんください。

開催日時は、平成24年2月4日土曜日10時から12時までです。開催場所は、河北総合センター視聴覚室と会議室で行いました。出席者は、教育委員会側、総合支所側、学校側は、そこにあるとおりです。大川小学校教職員遺族16人、10世帯がそちらに出席しております。

流れについて説明申し上げます。

黙禱の後、開会、そして教育長のあいさつ、教育長のあいさつについては、次の3ページから5ページに示しておりますので、ごらんください。これについては、前回の保護者や一般の方へのあいさつとは違う内容になっております。それから、3番の遠藤教諭のファクス読み上げ、聞き取り調査説明、震災時の対応、大川小学校長よりについては、1月22日の遺族の説明会と同様の資料でございますので、これについては前回の資料ということで、ご理解願いたいと思います。

質疑について、こちらは多くの意見ということでまとめておきました。大きく3点からまとめることができるのかなと思っております。まず1つはマニュアル関係です。ですからマニュアルの点検・指導を行っていれば何ができたのか、適切な避難行動はどういう行動かとか、あと次の2ページになりますが、マニュアルを整備しても今回の震災では機能しなかったのではないかなどというように、マニュアル関係について、それから、もう一つは教職員の責任ということで、人災と報道され、教職員の責任が重いような表現になって心が痛む、報道で命がけで守った先生があそこまで非難されるのは悔しいなどというようなことなども出ております。

また、こちらの説明の中にありました教職員の危機意識の低さに対しては、教職員の危機意識の低さという記述に対して、どれだけ多くの教職員の遺族が傷ついているかと思うと、いたたまれない思いであるということが出ておりました。

ほかに、こちらに示しておるような内容にまとめることができますが、教職員の遺族という ことで、一般のご遺族とはちょっと違うような内容だったということで説明をまとめたいと思 います。

以上でございます。

- **〇委員長(阿部盛男君)** ただいまの報告に対してご質問等ございましたらどうぞ。
- **〇委員(津嶋ユウ君)** こういう説明会が行われたことについて、マスコミ関係とかは事前に。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** マスコミはこれには一切入っておりません。
- **○委員(津嶋ユウ君)** 事後にも知らないですか、事後にも。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** このことも開示対象になっていますから。
- **○委員(津嶋ユウ君)** では、知る機会はもちろんあるはずなのですね。事前にはなくて、事後には開示されているということですね。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** まだ開示の段階までは行っていないところがあります。
- ○委員(津嶋ユウ君) まだですか。
- ○委員長(阿部盛男君) そのほかございませんでしょうか。

教職員のご遺族の方への弔問というのは、日時ははっきり今覚えておりませんが、教育長職 務代行者である2人で弔問いたしました。異口同音に新聞報道、その他テレビやマスコミでは、 教職員がいつも矢面に立たされて非難されている、そのことがとても悔しい、我々もまた子供 を夫を亡くしているのだというようなところ、遺族会で2カ所ほどで慰霊祭などをやりました が、先生方のご遺族ですが、後ろのほうに座っていたら、あるお母さんがこう言いました。先 生達、何で守ってくれなかったのだと、どうしてくれるのだということを後ろの席で言ってい て、とても悔しい思いをして、何か言いたかったけれども、ただ後ろを振り向いて、じっと見 ただけだったと、そういうような、教職員として大勢の子供を亡くしていて、何も言えない、 その言えないということは、10名の教職員の方々が本当に守り切れなくて残念だった、かわい そうなことをしたというふうな思いがあるわけですよね。それを関係者の方々もわかっていな いということが悔しいということを、我々は教師の家族であったり何かして、遺族として何も 今言えなくて、ただじっとこらえているところだと、ある先生のお母さんとご主人の方といろ いろ話したところで、こういうふうにご主人の方が奥さんに言いましたね。娘さんを亡くして いました。奥さんは泣きながら、娘の最後の様子を知りたいんですというお話ですね。今後、 事実が解明できたら検証しなくてはならないわけですので、その時点で何らかの方法でお伝え できるものと思いますというように答えてきました。

その前にですが、県教委の義務教育課長、その他の職員の方が教育委員会を訪れました。そのときに新学期からの様子やあるいは現在の避難の状況や、学校の施設設備の状況などを説明した中で、大川小学校のことも話題に出ました。そのとき私は議長に次のように言いました。 先生方は教職員としての使命感を自覚して身命を賭して児童を守ろうとしたけれども、このよ うな結果になったのだ、一生懸命守ろうとしたのだと、その情熱、熱意、厚意をご理解いただきたい、残念なことに大勢の子供を亡くしてしまったけれどもと、そういうことをお話しした次第です。

今回、事務局でご遺族の方にこういう機会を設けて説明をしていただいたということは、 我々教育委員として大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございました。

報告第2号 専決処分の報告について

○委員長(阿部盛男君) それでは、以上で一般事務報告を終わりまして、次に報告事項に入ります。

報告第2号 専決処分の報告についての専決第2号 教育財産の用途廃止について(石巻市けやき教室)について報告を受けたいと思います。

学校教育課長からお願いします。

〇学校教育課長(山田元郎君) それでは、報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料1の1ページをお開き願います。

専決第2号 教育財産の用途廃止について(石巻市けやき教室)、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

内容につきましては、震災以前に石巻市けやき教室として使用していた教育財産につきまして、平成24年2月6日付で用途の廃止を決定したものでございます。

けやき教室は津波で被災したため、現在は遊楽館内で開所しておりますが、通所する児童・ 生徒の安全面を考慮し、以前の場所で開所することはできないことから、その用途を廃止する ものであります。今回、建物につきましては、同一敷地内にあります福祉事務所所管のつなが りの家とあわせ、災害廃棄物対策課の災害等廃棄物処理事業として解体、撤去することとして いる関係上、用途廃止について教育委員会を開催する時間的余裕がないので専決処分といたし ております。

なお、建物解体後の跡地につきましては、普通財産として石巻市へ引き継ぎいたします。 以上、ご報告申し上げます。

〇委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質問ございましたらどうぞ。 よろしいですか。

- ○委員(鶴岡昭雄君) けやき教室については、今現在、遊楽館で開所しているところですが、 今後どのような形というのは、何か計画とかは。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** 今後については、このような場所、どこかを探して、そこに やはりけやき教室を建てる方向性を検討しておりますが、場所がなかなかこういう状況でまだ 見つからないというところで、来年1年間については、まずこのように遊楽館で続けている間 に検討していきたいと考えております。
- ○委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。

報告第3号 専決処分の報告について

○委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

報告第3号 専決処分の報告についての専決第3号 教育財産の用途廃止について(石巻市中央公民館大街道・鹿妻分館建物)について報告を受けたいと思います。

これは生涯学習課長、お願いします。

〇生涯学習課長兼中央公民館長(高橋忠之君) 報告第3号 専決処分の報告についてご説明 申し上げますので、表紙番号1の4ページから7ページをごらん願いたいと思います。

この案件でありますが、教育財産の用途廃止についてでございます。教育委員会を開催する時間的余裕がないので、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき今回報告するものでございます。

このことにつきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により全壊し使用することが不可能となった石巻中央公民館大街道分館及び石巻中央公民館鹿妻分館を解体するに当たり、平成24年2月6日付で教育財産としての用途を廃止するものでございます。

両分館とも既に環境省の災害廃棄物処理事業により解体は終了しておりまして、鹿妻地区につきましては、旧湊地区生涯学習センター用地に寄附によりまして集会所が建設される予定でございます。大街道地区につきましては、市民協働推進課による集会所補助金を活用し集会所を建設する予定でございます。

以上でございます。

- ○委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質問ございましたら。
- **〇委員(津嶋ユウ君)** 大街道の場合は同じ場所に再建するということですか。
- 〇生涯学習課長兼中央公民館長(高橋忠之君) はい、そうです。
- **〇委員(津嶋ユウ君)** そうですか。わかりました。

〇委員長(阿部盛男君) その他ございませんでしょうか。

そうしますと、両地区とも、今建設しようとするところもあるし、今後その場所でやるとい うことですね、公民館活動を。

- ○生涯学習課長兼中央公民館長(高橋忠之君) 分館につきましては、一つは集会所への移行、要は使い方が前の公民館活動でなくて、集会所的な利用が大体なのです。それで、一つは集会所への移行、それからもう一つは指定管理、それからもう一つは地元へその施設を移譲するという3つの方向で出しているわけでございますけれども、その中で今回被災したということで、集会所、要は地域のコミュニケーションがとれない状態になったということで、両地区ともその集会所を建設するのが早まったという、ただ一つ鹿妻は、フランスの団体からの寄附なんです。大街道は自分たちだけの資金で建てて、また市から補助金をもらうということであります。○委員長(阿部盛男君) では、集会所としてそういう形で分館活動の機能を維持していくというように理解してよろしいわけですか。
- **〇生涯学習課長兼中央公民館長(高橋忠之君)** 要は、今は条例で分館ということを定めていますけれども、その公民館の機能ということを考えますと、今は全くしていないんですね。それで、一応管理人とか分館長はいることはいるのですけれども、単なる館の管理だけになっているというのが実態なのです。それで将来的に、それを更新といいますか、解体して建てかえする時期におきまして、それを集会所に移行するということです。

第8号議案 石巻市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

〇委員長(阿部盛男君) それでは、以上で報告事項を終わりまして、次に審議事項に入ります。

第8号議案 石巻市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示を議題といたします。 学校教育課長からお願いします。

〇学校教育課長(山田元郎君) それでは、第8号議案 石巻市適応指導教室設置要綱の一部 を改正する告示についてご説明申し上げます。

資料1の8ページをお開き願います。

本案は、報告事項で触れましたように、住吉町にございましたけやき教室の用途廃止を行ったことから、所在地を現在開所しております遊楽館の所在地、石巻市北村字前山15番地1に改正するものであります。施行期日につきましては、平成24年3月1日から施行しようとするものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。 ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

〇委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第8号議案については原案のとおり決すること としてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) ご異議ございませんので、第8号議案については原案のとおり可決いたします。

第9号議案 石巻市教職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則 第10号議案 教育財産の用途廃止について(教職員住宅)

○委員長(阿部盛男君) 次に、第9号議案 石巻市教職員住宅の設置及び管理に関する規則 の一部を改正する規則と、第10号議案 教育財産の用途廃止について(教職員住宅)は、関連 がありますので一括審議したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

- **〇委員長(阿部盛男君)** それでは、第9号議案と第10号議案は一括して審議いたします。 引き続きお願いいたします。
- ○学校教育課長(山田元郎君) それでは、第9号議案 石巻市教職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則について、第10号議案 教育財産の用途廃止について(教職員住宅)、一括してご説明申し上げます。

資料1の9ページをごらん願います。

まず、第9号議案では、規則の別表で規定されております教職員住宅のうち、震災で被災した教職員住宅を削除しようとするものであります。詳細につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、資料3の2ページをお開き願います。

教職員住宅につきましては、記載の12カ所で19棟93戸ございましたが、震災で8カ所が被災し、8棟60戸が入居不可能となりました。そのため、この施設を別表から削除し、現在入居可能となっている4カ所の11棟33戸に改正しようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、第10号議案でございますが、資料1の10ページをお開き願います。

本案は、震災で被災し使用不可能になった教職員住宅8棟につきまして、その用途を廃止しようとするものであります。なお、用途廃止後の財産処分につきましては、津波によって4棟は建物が流出しておりますが、残っている4棟は建物を解体、撤去し、8棟分の跡地は普通財産として石巻市へ引き継ぐものであります。

用途廃止する時期は、平成24年2月29日としております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇委員長(阿部盛男君)** ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。
- **〇委員(鶴岡昭雄君)** そうしますと今残っている33戸ですか、これはもうほとんど埋まっている状況なのでしょうか。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** 33戸中32戸が入居して、大須2号に住宅1室あいているだけとなっております。ですから入居率は97%です。
- ○委員(鶴岡昭雄君) まだまだ不足状況ですか、これだけ被災しているので。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** 今回、新任とか人事異動がございまして、新任の配置等によっては住居等が足りなくなってくるおそれはございます。
- **〇委員長(阿部盛男君)** そうしますと、そうした場合は民間に委託する、お願いして下宿という形もとらざるを得ないこともあり得るわけですね。
- **○学校教育課長(山田元郎君)** ですから今回人事異動のときに、異動する場合、前の人はアパートを次の方へできる限り引き継ぐようにというようなお話などを、人事関係のヒヤリングのときには校長等にお話をして、できる限りの住宅を今回異動したときに確保できるようにしていきたいと思っております。
- ○委員長(阿部盛男君) そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

〇委員長(阿部盛男君) では、ないようでしたら第9号議案、第10号議案については原案の とおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) ご異議ございませんので、第9号議案、第10号議案については原案 のとおり可決いたします。

第11号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

○委員長(阿部盛男君) 次に、第11号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いたします。

〇学校教育課長(山田元郎君) それでは、第11号議案 石巻市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料1の19ページをお開き願います。

本案は、学生が死亡した場合の奨学金償還金の免除について手続を明確にするため、免除する時期及び金額を規定し、あわせて死亡による免除申請の様式を追加しようとするものです。

内容としましては、現在死亡による免除願及び心身障害による免除願につきまして、様式13号として共通様式が規定されておりますが、それぞれ様式13号の1及び様式13号の2として区分するものでございます。

また、第10条第2項には、免除する奨学金は、当該事由が発生した日の翌月、その日が初日の場合は当月からとし、半年賦払いにより償還している者については月賦に換算し算出し、規定を追加するものです。

東日本大震災により、現在償還中の方が2名亡くなったことを把握しておりますが、死亡に よる免除を適用する上で、現在の規定で判断できない部分があるため規則改正を行うものでご ざいます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(阿部盛男君) ただいまの件に対してご質疑ございましたらどうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

〇委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第11号議案については原案のとおり決すること としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

〇委員長(阿部盛男君) ご異議がございませんので、第11号議案については原案のとおり可 決いたします。

第12号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

○委員長(阿部盛男君) 次に、第12号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正 する規則を議題といたします。 引き続き、学校教育課長から説明をお願いいたします。

〇学校教育課長(山田元郎君) それでは、第12号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の 一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料1の20ページをお開き願います。

東日本大震災から間もなく1年を迎えようとしておりますが、この大震災の記憶が薄れることなく後世に伝える仕組みをつくるとともに、自然災害に対する危機意識を高め、学校教育における防災教育の人材育成基盤を図ることが必要になっております。

そこで、宮城県教育委員会では来年度から、すべての公立学校で防災に中心的な役割を担う 教員を防災主任に充てる方針を固め、県立学校の管理に関する規則を改正したところでござい ます。この方針を受けて、市立学校においても校務分掌として防災主任の設置を制度化するこ ととし、そのために一部改正を行うものであります。

改正内容は、第16条の見出しを「(教務主任等)」に改め、第1項に防災主任を設置する規 定を追加し、第3項で防災主任の任務を規定しようとするものでございます。

施行期日につきましては、附則で平成24年4月1日とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇委員長(阿部盛男君)** ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。
- **○委員(津嶋ユウ君)** 防災主任を置くことについては、この間の県の教育委員会での研修会でも説明を受けてまいりまして、大体わかったのですが、実際に校内では教務主任等は学級担任とかもちろん持っていないのですが、防災主任の場合もそうなのでしょうか。この仕事に専念するという意味では、学級担任等はしないで専念することになるのでしょうか。
- **〇学校教育課長(山田元郎君)** 教育業務連絡指導手当は防災主任に対しては出ることになりますけれども、研究主任等については学級担任をしている場合としていない場合がございます。 これについても、現在のところ学校規模によって、できる場合とできない場合があるのではないかというように考えております。
- **〇委員(津嶋ユウ君)** 特に1人多く配置されるということではないのですね。
- ○学校教育課長(山田元郎君) そういうことはございません。
- **〇委員(津嶋ユウ君)** わかりました。
- ○委員長(阿部盛男君) よろしいでしょうか。
- **○委員長(阿部盛男君)** そのほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

〇委員長(阿部盛男君) 第12号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) では、ご異議ございませんので、第12号議案については原案のとおり可決いたします。

第13号議案 石巻市総合体育館管理規則

- **〇委員長(阿部盛男君)** 次に、第13号議案 石巻市総合体育館管理規則を議題といたします。 体育振興課長から説明をお願いいたします。
- ○体育振興課長(亀山栄記君) 第13号議案 石巻市総合体育館管理規則についてご説明申し上げますので、表紙番号1の21ページから30ページをごらん願います。

石巻市総合体育館は、平成23年4月1日から指定管理者制度導入に向けて石巻市総合体育館 条例の全部が改正され、平成22年に公布されたことから、石巻市総合体育館管理規則について も改正内容が規則全般に及ぼすことから、現行の管理規則の全部を改正しようとするものであ ります。

なお、石巻市総合体育館の指定管理者制度の導入につきましては、当初平成23年4月1日から予定しておりましたが、東日本大震災の発生によりまして、1年間延期いたしまして平成24年4月1日から導入予定であります。

以下、条文ごとにご説明申し上げます。

第1条は、石巻市総合体育館管理規則の趣旨について規定したものであります。

第2条は、利用許可申請について、第3条は、特別設備等の許可申請について、第4条は、利用許可書等の交付について、第5条は、利用許可の変更等について、第6条は、利用者の遵守事項について、第7条は、入館者の遵守事項について、第8条は、管理上の制限について、第9条は、破損等の届出について、第10条は、利用後の点検について規定したものであります。

第11条は、指定管理者の指定の取り消し等に伴う規定の読みかえについて規定したものであり、指定管理者の指定取り消し等を行った場合は、教育委員会が管理を行う旨を規定したものであります。

第12条は、様式の特例について規定したものであり、教育委員会の承認を得て指定管理者が 定めた様式を使用することができることとしたものであります。

第13条は、補則について規定したものであり、本規則の施行に関し必要な事項は教育委員会

が適宜定めることとしたものであります。

次に、附則でありますが、附則第1項は、本規則の施行期日を平成24年4月1日とするものであります。

附則第2項は、本規則の改正に伴う経過措置について規定したものであります。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇委員長(阿部盛男君) ただいまの説明に対してご質疑ございましたらどうぞ。 ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

〇委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第13号議案については原案のとおり決すること としてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) ご異議ございませんので、第13号議案については原案のとおり可決いたします。

第14号議案 県費負担市立学校教職員の人事について

第15号議案 市費負担市立学校教職員の人事について

○委員長(阿部盛男君) ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

第14号議案と第15号議案については人事案件でありますので、秘密会として審議すること としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(阿部盛男君) では、ご異議ございませんので、第14号議案、第15号議案は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方々は、暫時退席なさってお待ちいただきたいと思います。

(秘密会開催)

○委員長(阿部盛男君) それでは、以上で審議事項を終了し、その他の部に入ります。

その他

○委員長(阿部盛男君) 初めに、委員方から何かございましたらどうぞ。

ございませんですか。

(発言する者なし)

〇委員長(阿部盛男君) それでは、課長方からございましたらどうぞ。

ありませんでしょうか。

(発言する者なし)

- **○委員長(阿部盛男君)** ないようでしたら、次回の定例会の日程について事務局からお願い します。
- **○書記(大崎正吾君)** それでは、次回の教育委員会定例会の日程についてお知らせいたします。

次回3月の定例会につきましては、3月29日木曜日午後1時30分から開催予定となっております。場所につきましては、401会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(阿部盛男君) それでは、以上をもちまして、本日の定例会の一切を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時51分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男 署 名 委 員 今 井 多貴子